

07 財務省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1003010	既に清酒免許を有するものが、同一市内の廃校等において新規に清酒製造免許を申請する場合、酒税法第7条第2項における製造見込み数量の規定により、製造しようとする酒類の品目別に、製造所ごとに、その製造所の所在地の所管財務局長の免許を受けなければならないが、一年間の酒類の製造見込み数量が一定量に達しない場合には、製造免許を受けることができない。		既に清酒免許を有する者が、酒税法第10条第1項第1号関係の法令解釈通達に該当する範囲で、新規に清酒製造免許を申請する場合、酒税法第7条第2項における製造見込み数量の規定により、製造しようとする酒類の品目別に、製造所ごとに、その製造所の所在地の所管財務局長の免許を受けなければならないが、一年間の酒類の製造見込み数量が一定量に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	地域のコミュニティの中心であった旧学校施設を利用し、清酒の製造体験を行うことで体系的にその製造工程や魅力を学ぶ場として再活用し、新たな地域の交流拠点として再生する。 具体的には既存の醸造場における仕込み時期とは逆に当たる春から秋に掛けて製造実習を行う。これは冬場の日本海の閉鎖による往復の困難を避けて多くの学習希望者を受け入れるために佐渡という立地では必須となる。 また既存の醸造場が狭隘で新たな設備や改造が困難なため四季醸造にして学習希望者を受け入れることができない中、廃校等の施設を活用して一部の醸造設備や道具、そして熟練した労働力を流用することで設備投資を最低限にとどめ事業を行うことは理にかなっている。 また、事業主体を既に清酒製造免許を有する者に限定することで、既存の醸造場と一体的な経営が行え前記の通り多くの流用が可能であるため、製造数量が少なくても十分に採算性は取れるだけでなく、採算性の検討を行うことが正確にできることで、納税の確保についても不安がない。 さらにはエコアイルランド佐渡ならではの、大量生産ではない特定銘柄に集中した製造を行なうことで、高付加価値商品を安定した価格で主に学習に参加した関係者に出荷することで、少量でも十分な採算が取れる酒造りと、交流人口の拡大を実現する。		尾畑酒造(株)	新潟県	財務省
1009010	特産酒類の製造事業要件の緩和		地域の特産品として蜂蜜酒(ミード)を製造しようと考えています。そのため地域で採れた物を使つての製造にこだわりたいと考えています。よって現時点では年間1.5キロリットルの蜂蜜酒(ミード)の製造を検討しており「酒税法第7条第2項13号 其他の醸造酒 年間6キロリットル醸造」という要件を、「年間1.5キロリットル醸造」へ要件の緩和が必要である。	実施内容 地域でハチが自生できる環境を整え採れた蜂蜜を使って製造する蜂蜜酒を地域の特産品として育て地域の活性化に役立てる。その蜂蜜酒製造に必要な蜂蜜750キロ確保のため、一箱あたり40キロの採蜜を仮定し20箱目安に巣箱を設置。箱の設置所も過去の養蜂の経験から採蜜量が見込める場所を選別。蜜源となる花を町のいたるところに植えハチが自生できる環境を整える。一部巣箱や花の設置場所には地域住民の民家などもあり、養蜂の一部を巣箱を預ける地域住民に任せるとコストの軽減も見込める。蜂蜜酒製造については、地域で採れた蜂蜜を明倫NEXT100で集約し製造します。製造施設も地域内に醸造施設を作りそこで製造を考えています。提供場所は地域住民の経営する店舗や、明倫NEXT100ではゲストハウスなどで地域に訪れた人への提供(販売)を考えており、地元の人や他地域からこの地域に来る人に幅広く提供(販売)し地域の活性化を狙う。しかし限られた地域での大量生産は困難であり酒類製造の免許における要件の緩和が必要である。 提案理由 「世界に誇れる田舎町として100年暮らし続けて行ける地域」を目標に地域活性化に取り組む活動を行っています。ここ明倫地区は田園風景が広がる農村部ではなく、田舎の町部にあたります。田舎の中でも農業や自然などの地域資源を使った活性化を行えない地域でどういった取り組みをして活性化を進めるかを考える中で、養蜂に着目しそれによって生産される蜂蜜を使って地域活性化を進めようと考えたため。		NPO法人明倫NEXT100	鳥取県	財務省
1016010	たばこの製造要件の緩和		たばこの刻み体験をすることは製造に該当しないよう、また希望する体験者に限定した試飲について規制の緩和を求める。	三好市では、阿波葉刻みたばこの伝統を後世に残すべく契約本数(千本、栽培面積2a)の阿波葉の栽培と乾燥後の葉たばこ(50kg程度)を全量購入し、刻み工程の体験を実施します。喫煙については、技術的に喫煙に供する形状にならないことから市としては刻み工程までの体験を想定していますが、あえて阿波葉の試飲を希望する体験者には、体験会場に限り試飲を認められるよう再度申請をいたします。 提案理由: 前回答の無料で試飲等喫煙の機会を増やすことは適切でないことは、体験者に限ること、かつ試飲を希望する者に限定して試飲させることにした。		三好市	徳島県	財務省
1016020	たばこの製造要件の緩和		製造事業者であるJTに市が委託栽培した阿波葉を使用した限定刻みたばこの製造を発注可能とする。	三好市では、阿波葉刻みたばこの伝統を後世に残すべく契約本数(千本、栽培面積2a)の阿波葉の栽培と乾燥後の葉たばこ(50kg程度)を全量購入し、包丁、鉋を使用した刻みの体験を実施します。技術的に喫煙に供する状態にならないため体験者が刻んだ葉たばこは全て破棄します。製造委託が可能になった場合は、その製品を体験希望者に喫煙(=試飲)させる予定です。 (実施内容を含めた)提案理由: 三好市では、阿波葉刻みたばこの伝統を後世に残すべく契約本数(千本、栽培面積2a)の阿波葉の栽培と乾燥後の葉たばこ(50kg程度)を全量購入し、たばこ製造事業者であるJTに市が委託栽培した阿波葉を使用した限定刻みたばこの製造の発注を行い、製品に関しては三好市限定ですべて納品してもらい、販売することを考えています。 代替措置: 製造販売はJTが行うことで納税は担保される。阿波葉入り刻み煙草を三好市に限定して納品・販売することは現行法での対応可能と考える。		三好市	徳島県	財務省